

Huawei v ZTE – 欧州連合司法裁判所 標準必須特許の特許権行使に 競争法違反成立の可能性を認める¹



Squire Patton Boggs(UK) LLP
(弁護士知財ネット国際チーム所属)
日本国弁護士・英国事務弁護士
南 かおり

1. はじめに

欧州連合司法裁判所は、市場支配的地位を有する標準必須特許の特許権者が被疑侵害者に対して差止めを求める訴えの提起自体が、市場支配的地位の濫用に該当し競争法違反を構成する場合があります旨判示した。

欧州連合司法裁判所は、各国の国内裁判所からなされるEU法の統一的解釈が存在しない法的問題についての具体的な質問に対して、EU法の統一的解釈を示す役割を有しているところ、本件は欧州連合司法裁判所が標準必須特許の特許権行使が市場支配的地位の濫用を構成するか否かについて判断した初めての事案である²。ここ数年、EUの複数国で類似の紛争が生じ³、ドイツの連邦最高裁判所では特許権者の差止請求権行使を強く保護する内容の判決が出される一方で、欧州委員会からサムスン、モトローラによる特許権に基づく差止請求権の行使について競争法違反の指摘がなされるなど、EU域内で判断が分かれていた問題に一定の統一的な道筋が示されたことになる。

被疑侵害者が「ライセンスを受ける意思ある者 (willing licensee)」か否かの判断基準につき、モトローラ事案で欧州委員会が示した基準⁴が拡大解釈されるおそれがあり特許権行使の制限に

1 判決言渡しは2015年7月16日。判決は欧州司法裁判所のウェブサイトから閲覧可能。
<http://curia.europa.eu/juris/celex.jsf?celex=62013CJ0170&lang1=en&type=TEXT&ancre=JETROデュッセルドルフ事務所による判決要旨日本語版。>
http://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/20150717_rev.pdf

2 後述の法務官意見第2段落

3 拙稿参考<http://pari.u-tokyo.ac.jp/column/column95.html>

4 欧州委員会の決定は、「ライセンス条件は裁判所等の決定に従う」との意思表示のみで「safe harbour」(差止め請求の対象外)となるようにも読み取れる。European Commission Press Release – Antitrust decisions on standard essential patents (SEPs) – Motorola Mobility and Samsung Electronics - Frequently asked questions (MEMO/14/322).
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-322_en.htm

傾く可能性があるとの指摘も為されていたが、本判決およびこれに先立つ法務官意見は、慎重に知的財産権行使と自由競争のバランスを図った上で判断基準を示しており、一般的に受け入れられやすい内容と思われる。

2. 事案の概要

(1) 本件特許

本件の紛争の対象は、欧州特許EP 2 090 050 B 1「通信システムにおける同期信号を確立する方法」であり、ドイツにおいても特許が付与されている（「本件特許」）⁵。

(2) 当事者

原告はファーウェイ（Huawei Technologies、以下「Huawei」）、被告はZTE Corp.（ZTE）であり、いずれも国際的に通信分野の事業を展開する企業である。ZTEは、後述のLTE標準に関連するソフトウェアを搭載した製品をドイツ国内で販売しており、これが本件紛争の対象製品である。ZTEの製品にLTE標準が使用されている事実は争われていない（法務官意見第26段落）。

(3) FRAND宣言

Huaweiは、2009年3月4日、本件特許につき、欧州電気通信標準化機構（the European Telecommunications Standards Institute、以下「ETSI」）⁶に対して ロング・ターム・エボリューション（Long Term Evolution、以下「LTE」）標準にとって必須であると宣言した。ETSI 手続規則第6.1条に定めるとおり、標準必須宣言を行う場合、関連特許の権利者は、公平、合理的かつ非差別的条件（「FRAND条件」）で第三者にライセンスを提供する用意がある旨の取消不能な誓約を行うよう求められ、かかる誓約を拒絶し、かつ代替技術が存在しない場合には標準認定を中止することとされている（同規則8.1条）（判決第15－17段落）。ETSI標準宣言時に、Huaweiも第三者に対してFRAND条件でのライセンス供与を行う旨誓約した（判決第22段落）。

(4) 訴え提起前の協議

両当事者は、2010年11月から2011年3月までの間、ZTE製品による本件特許の侵害及びFRAND条件でのライセンス契約の締結に関する協議を行った。その際、Huaweiからは同社が合理的と考えるライセンス料が示され、ZTEはクロスライセンス契約の締結を提案したが、最終的にはライセンス契約締結の合意には至らなかった（判決第24－25段落）。

(5) ドイツ国内裁判所及び欧州特許庁での手続

(ア) 訴えの提起

2011年4月28日、Huaweiは、ZTEグループに属する2社に対して、本件特許の侵害を根拠に、侵害の差止め、侵害品の回収、本製品にかかる売上等の会計報告、および損害賠償を求めて、デ

5 2011年11月24日付で補正された。

6 欧州電気通信標準化機構（ETSI）は、欧州の通信業界の技術的な目的に合致する標準を創設し、かつETSI自身、その参加企業またはETSIの標準技術を利用するその他の企業が準備、導入及び標準の適用にあたって標準技術に必須の知的財産権を利用できないがために生じる投資の無駄が生じるリスクを低減させることをその設立目的とする機構である（判決第12段落）。

デュッセルドルフ地方裁判所 (Landgericht Düsseldorf) に提訴した。デュッセルドルフ地方裁判所は、Huaweiによる差止めの訴えが支配的地位の濫用と判断される場合には、反競争的行為を禁じる欧州連合の運営に関する条約 (The Treaty on the Functioning of the European Union、以下「TFEU」) 102条違反を構成する可能性があるとの見解に立ち、審理を行った。なお、Huaweiは本件標準技術について、市場支配的地位を有する事実につき争っていない (判決第27 – 28段落)。

(イ) 特許付与に対する異議申立

ZTEは、2011年1月12日、欧州特許庁 (European Patent Office、EPO) に対して、本件特許は無効であるとして異議を申立てた。欧州特許庁は異議を認めず、この決定に対する不服申立手続が現在も係属中である⁷。

(ウ) Orange Book判決

本件の判断に重要な判例となるのが、Orange Book判決である。ドイツ連邦最高裁判所は、2009年5月6日、市場支配的地位を有する特許権者による差止めの訴えは、一定の状況下においてのみ市場支配的地位の濫用に該当し競争法違反を構成すると判断した⁸。このOrange Book判決は、ドイツ民法上の義務である「慣行に従った誠実な義務の履行」を根拠に (法務官意見第31段落)⁹、「誠実な義務の履行」と認められるための要件を示すものである。第一に、被告は原告に対して、侵害行為の停止に留まらず、無条件かつ拘束的なライセンス契約の申込を行う必要がある。被告は当該申込に拘束されるのであり、また原告には申込受諾の義務が生じ、その拒絶は被告の商行為を不正に妨害または被差別の原則を侵すものとされる。第二に、被告は、原告のライセンス条件受諾前に行っていた特許利用の対価を、その後締結されるライセンス契約を見越して (すなわち契約締結前に) 原告に支払う義務を負う。

本件ZTEは、Orange Book判決の示す要件を満たしていない。なぜならば、ZTEがHuaweiに提示したライセンス契約は被疑侵害製品に限られ、Huaweiへのライセンス料相当額の支払いも行わず、また過去の本件特許利用にかかる売上等の網羅的な報告も行っていないからである (判決第30 – 33段落)¹⁰。

(エ) 欧州連合司法裁判所への付託

デュッセルドルフ地方裁判所は、上記の判断を示しつつ、一旦同裁判所での手続を中止し、欧州連合司法裁判所に対して、Huaweiのような市場支配的地位にある者による特許権の行使が市場支配的地位の濫用を構成する要件を明確にするよう求めた¹¹。

その背景には、欧州委員会が2012年12月21日にサムスンに対して発した「異議告知書」(Statement of Objections) がある¹²。欧州委員会は、標準化機関認定の標準必須特許に基づきFRAND条件でのライセンス供与を誓約した特許権者が、FRAND条件でのライセンス契約締結の意思を

⁷ 2015年8月20日現在

⁸ KZR 39/06

⁹ 法務官意見第31段落

¹⁰ 判決中には明示されていないが、本件特許の有効性に疑義を示す異議申し立てを行っていることも関連する。一般的には、「無条件」は「特許の有効無効を問わず」と解されているため、特許付与に対する異議申立てを行ったことで「特許の有効を条件に付したライセンスの意思」と解釈される。

¹¹ 2013年4月5日付で付託。

有する被疑侵害者に対して行う差止めの訴えは、TFEU102条¹³に違反する可能性があるとして述べたのである（判決第34段落）¹⁴。しかしながら、標準必須特許の特許権者の差止請求権を一方的に制限すれば、契約交渉の取引材料が失われ、不当に高額なライセンス料を設定しうる（いわゆる「ホールドアップ」状態）、または不当に低額のライセンス料しか取得できない（いわゆる「逆ホールドアップ」状態）といった状況が生じるおそれがある。このような状況を回避するためには、侵害の差止請求という特許権者の法律上の権利行使を可能とすべきである。その点で、被疑侵害者の「交渉の意思」という極めて広範な解釈が可能な要件のみをもって差止め請求を制限するのは妥当でない。しかし、仮にかかる「交渉の意思」が関連するのであれば、被疑侵害者の真摯な対応を担保する条件を付すべきである（判決第35－38段落）。

(オ) 付託された質問

付託された質問内容は、以下の5点についてであった（判決第39段落）。

① 標準必須特許の特許権者が、標準化機関に対して、第三者に対するFRAND条件でのライセンス提供の意思を有すると述べた場合、ライセンス契約締結の意思を表示した被疑侵害者に対する差止請求は、市場支配的地位の濫用にあたるか。あるいは、市場支配的地位の濫用に該当するのは、被疑侵害者が受諾可能な無条件でのライセンス契約の申込を行った場合に限られるか。

② 被疑侵害者によるライセンス交渉の意思表示を認定するための実質的、時間的な要件は何か。口頭での一般的な意思表示で足りるか、または具体的契約条項まで示す必要があるか。

③ 支配的地位の濫用を認定するための要件として、受諾可能な無条件での申込を必要とする場合、その申込には一般的なライセンス契約条項の全てを含む必要があるか。また、当該標準必須特許の利用・有効性を条件とすることは可能か。

④ 被疑侵害者がライセンス契約上の義務を予め履行している場合に限り、支配的地位の濫用が認定されるところの場合には、具体的に履行すべき義務は、売上等の会計報告、またはライセンス料相当額の供託でも足りるか¹⁵。

⑤ 支配的地位の濫用に該当する要件は、その他の態様による特許権の行使、すなわち会計報告の要求、製品の回収、または損害賠償請求にも同様に適用されるか。

(6) 法務官（Advocate General）意見¹⁶

欧州連合司法裁判所は、必要と認める場合に、法務官意見を求めることができる¹⁷。

本件は法務官意見を要するとされ、指名されたWathelet法務官は、標準必須特許権者および被疑侵害者それぞれの利益を衡量し、Orange Book判決との違いを指摘しながら、以下のような

12 COMP/C-3/39.939; European Commission press release - Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard-essential patents (IP/12/1448 http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1448_en.htm)

13 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12012E/TXT&from=EN>

14 2014年4月29日には、アップルの申し出によってモトローラによる特許権に基づく差止め請求について、欧州委員会から競争法違反との決定が出されている（IP-14-489 http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-489_en.htm）

15 つまり、被疑侵害者が、契約の締結前に、ライセンス料として支払義務が発生する金額を見越して、実際にその支払いを済ませることまでして初めて、特許権者の差止請求が違法となるのか、または支払までは不要で計報告や供託さえ行えば被疑侵害者として誠実に対応していると認定して差止め請求が違法となるのか、という意味である。

意見を欧州連合司法裁判所に提出した。全体として、自由競争、知的財産権の保護、裁判を受ける権利等の各利益のバランスを図る内容になっている¹⁸。判決は概ね法務官意見に沿っているため、本欄では法務官意見に詳しく述べられた点のみ示す。

(ア) Orange Book判決

Orange Book判決は、事実上の標準技術に関するものであり、本件のような特許権者が標準化機関に対してFRAND条件でのライセンス供与を誓約するという手続は経ていない。よって、Orange Book判決が基にする事実関係は本件と大きく異なる。

他方で、欧州委員会の異議告知書のように、特許権者の差止請求権の制限が、被疑侵害者側の口頭または書面での漠然としたライセンス契約締結の意思表示で足りると解釈することも適当でない（法務官意見第48–51）。

(イ) 知的財産権行使への制限

Huaweiは標準化機関に対して、第三者へのFRAND要件でのライセンス供与については誓約したが、同人の承諾なく特許を利用する者に対する差止請求権まで放棄したものではない。知的財産権は欧州連合基本権憲章（The Charter of Fundamental Rights of the European Union）第17条(2)で保護されているところ、かかる権利に直結する差止請求権の行使それ自体が、直ちに市場支配的地位の濫用を構成すると考えるべきではない。

他方で、知的財産権行使に関するEU指令（DIRECTIVE 2004/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights）¹⁹前文第12項は、権利者からの差止請求に対し、司法機関が差止命令に代えて損害賠償命令を言い渡すことも可能としていることから、差止請求自体が無制限に保護されるものではない（法務官意見第60–65段落）。

(ウ) 裁判を受ける権利²⁰

欧州連合基本権憲章第47条²¹において裁判を受ける権利が保証されているが、過去の判例²²によると同憲章第52条(1)はかかる権利の制限も許される。もっとも、同憲章第47条で保証する権利の重要性に鑑みれば、かかる制限は、基本的権利を尊重し、必要かつ欧州連合の目的に適う均衡の取れたものでなければならず、差止請求の訴え自体を市場支配的地位の濫用とみなして制限を課すのはごく例外的な事案に限られるべきである（法務官意見第66–67段落）。

16 2014年11月20日付Wathelet法務官意見

<http://curia.europa.eu/juris/celex.jsf?celex=62013CC0170&lang1=en&type=TEXT&ancre=JETROデュッセルドルフ事務所による法務官意見日本語版。>

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20141126.pdf

17 TFEU Protocol No 3, Article 20

18 Pat Treacy and Chloe Dickson "The third way: Advocate General's opinion in Huawei v ZTE" Computer and Telecommunications Law Review 2015, 21 (3), 57-58

19 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:195:0016:0025:en:PDF>

20 判決に比べて、法務官意見はこの論点を明確に取り上げている。欧州委員会による裁定が特許権の制限につながるという批判を意識しているようにも見える。

21 「効果的な救済および公正な裁判を受ける権利」 'Right to an effective remedy and to a fair trial'

22 Case C-300/11 ZZ v Secretary of State for the Home Department 第51段落

(エ) 事業実施の自由及び歪みのない競争

本件特許がLTE標準に組み込まれたのは、Huaweiが自らETSIに特許の標準を宣言し第三者へのライセンス供与を言明したからである。また、当該技術を利用する製品の製造にあたり本件特許の使用は不可欠のものであるから、利用者は標準必須特許権者に技術的に依存していることになる。技術的な依存関係は、経済的な依存関係を招く。このような依存関係に鑑みれば、標準必須特許権者が、FRAND条件でのライセンス供与を誓約する一方で、ライセンス契約締結の意思ある被疑侵害者に対して差止請求の訴えを提起することは、通常一般的な競争関係で取るべき手法を逸脱している（法務官意見第68－75段落）。

3. 判決要旨

本件の欧州連合司法裁判所の判決は、概ね上記法務官意見に沿うものである。法務官意見は裁判所を拘束するものではないが、一般的に、欧州連合司法裁判所判決に大きな影響を与えると考えられており、本判決も同様である。

(1) 特許権その他の知的財産権行使と自由競争のバランス

欧州連合司法裁判所は、製品の回収を求める訴えに関する質問は、差止を求める訴えに関する市場支配的地位の濫用の有無とともに検討するのが適当であり、会計の開示および損害賠償の請求とは区別すべきであるとして、以下のように判断した²³。

TFEU102条が示す市場支配的地位の濫用は、客観的に判定しうる概念である。すなわち、ある企業体の市場支配的地位によって既に競争が弱体化している市場において、当該企業体が、通常の商取引とは異なる方法を用い、競争状態の維持または回復を阻害する効果を有する行為を行うことである（判決第40段落）。

知的財産権行使に関するEU指令は知的財産権を最大限尊重することを目的とすると同時に、同指令前文第12項で同指令に定める法的手段の利用が不当に競争を制限してはならない、と規定する（判決第6－7段落）。例え支配的地位の者であっても、侵害に基づく訴えの提起などの知財産権の権利行使それ自体が競争法違反を構成するものではなく、ごく例外的な状況においてのみ、支配的地位の濫用に該当する可能性を生ぜしめるとする確立した判例もある²⁴（判決第46－47段落）。

しかしながら、法務官意見（第70段落）で示されたとおり、本件は、上記の判例と以下の二点

23 この点、法務官意見では、会計報告と損害賠償請求とは区別して論じられている。会計報告については合理的かつ均衡の取れた手段か否かを事案に応じて各国国内裁判所が判断すべきとするが、損害賠償は判決と同様、競業者製品の流通に影響しないことを理由に競争法違反とならないと述べている（法務官意見第101－102段落）。

24 C-418/01 IMS Health v NDC Health, 第34－35段落

C-238/87 Volvo v Erik Veng 第8－9段落

C-241/91 P and C-242/91 P RTE and ITP v Commission 第49－50段落

Richard Whish and David Bailey, Competition Law (7th ed, 2012, Oxford University Press) p797-800

で異なる（判決第48–53段落）。

(ア) 標準必須特許の権利行使

標準必須特許とは、競業者が標準化機関において認定された標準技術に適合的な製品の製造をする際に不可欠な特許であることに加えて、第三者の特許権が存在するからといって当該製品に必須の技術の利用を断念することなく、標準技術を含む製品の製造が認められうるという点で、標準でない特許一般と異なる性質を有する。

(イ) FRAND宣言

標準必須認定されるためには、特許権者が標準化機関に対して、公平、合理的、かつ非差別的な条件（FRAND条件）でのライセンス供与の用意がある旨の取消不能な誓約をすることが条件である（判決第15–17、22段落）。そのような誓約により、第三者は、標準必須特許がかかる条件でライセンス供与されるであろうとの合理的期待を有するのが通常であり、ライセンスの拒絶は理論的にはTFEU102条のいう濫用に該当しうる。知的財産権行使に関するEU指令、欧州連合基本権憲章第17条(2)²⁵、および同憲章第47条で保護される知的財産権の行使を確保する必要性に鑑みれば、標準必須特許権者の権利行使を妨げるべきではないが、前述のような誓約をしたことを考慮すれば、標準必須特許権者に対してその権利行使に特別の条件を課すことも正当である（判決第59段落）。

(2) 差止めまたは製品の回収を求める訴え

FRAND宣言を行って標準化機関に標準必須認定された特許の権利者によるこれらの訴えの提起が、市場支配的地位の濫用に該当しないための要件は、以下のとおりである。

(i) 訴え提起前の警告

特許権者は、訴えの提起前に、被疑侵害者に対して、問題の特許の侵害の恐れ、及び侵害と考える事実を特定して警告する必要がある。多数の標準必須特許から構成される技術標準が関連する製品の場合、被疑侵害者が有効かつ必須の標準を利用していることを必ずしも了知していない可能性があるからである（判決第61–62段落、法務官意見第81段落）。

(ii) ライセンス条件の提示

被疑侵害者がFRAND条件によるライセンス契約締結の意思を表示した後、標準必須特許権者の方から、書面により、ライセンス条件、特にライセンス料およびその算定根拠を提示しなければならない。一般的に利用可能な標準ライセンス契約が存在しない場合、または他の競業者との間で当該標準必須特許権者が締結したライセンス契約が開示されない場合、被疑侵害者に提示される条件が非差別的であるか否かを知りうるのは標準必須特許権者の方だからである（判決第63–66段落）。

(iii) 被疑侵害者の不誠実な対応

被疑侵害者が当該特許の利用を継続し、かつライセンス契約締結の申込に対し商慣行に照らし

25 「物件に対する権利」(‘Right to property’)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12012P/TXT&from=EN>

て誠実真摯な応答がなされない場合は、差止め請求を認める可能性がある。誠実真摯な応答か否かは、客観的に判断され、遅延戦略か否かも立証・推認される必要がある（判決第65段落）。

また、被疑侵害者は、標準必須特許権者からのライセンス提供を拒絶した場合、直ちに書面により具体的なFRAND条件を含む対案を示さない限り、差止めまたは製品の回収を求める訴えが競争法違反であると主張することはできない。被疑侵害者の対案が拒絶された場合には、被疑侵害者は、それまでの標準必須特許の使用回数等に基づいて算定した金額を、銀行保証または担保に供する必要がある。この場合、被疑侵害者は当該特許の利用に関連する売上等の会計記録を開示しなければならない。被疑侵害者側が対案を提示後、当事者間でライセンス契約の詳細を合意できない場合は、ライセンス料を裁判所等に決定するよう求めることが出来る。

さらに、標準化機関が標準認定手続の過程で特許の有効性または必須性について判断を行わず、また欧州連合基本権憲章第47条で有効な裁判による保護が保証されていることを考慮すると、被疑侵害者はライセンス契約の協議と並行して特許の有効性及び／または必須性について異議を申立てること、または将来の異議申立ての権利を留保することについて、何ら非難されるべきものではない（判決第69段落）。

(3) 会計の開示または損害賠償請求

市場支配的地位にあって、標準化機構で標準必須認定された特許を有し、さらに当該機構に対してFRAND宣言を行った者が、被疑侵害者に対して会計の開示または損害賠償請求を目的として侵害の訴えを提起すること自体は、TFEU102条で妨げられるものではない。それらの訴えは、競業者を標準技術適合製品の市場から締め出すなどの直接の影響を与えるものではないからである（判決第72－75段落）。

4. 本判決の意義及び今後の注目点

本判決は、標準必須特許に基づく特許権行使の問題について、欧州委員会が異議告知書で示した競争法からの解決を概ね踏襲するものである。国際的な知的財産権の保護を図る「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights; TRIPS協定)²⁶においても、その第8条(2)で知的財産権の濫用や不当な取引制限を防ぐ措置の必要性が規定されるなど²⁷、知的財産権の行使と自由競争は緊張関係に立ちやすい。

本件のようなEU加盟国の国内裁判所から付託された特定の質問に対応する場合の欧州連合司法裁判所の役割は、当該特定の質問に関するEU法の解釈を示すのみである。本件において、HuaweiとZTEのいずれが終局的な勝訴判決を得るのかは、本判決の要件を具体的事案に適用するデュッセルドルフ地方裁判所の判断に委ねられる。前述したとおり、具体的なライセンス条件の提示の有無、また条件がFRAND適合的であったか否かについては、欧州連合司法裁判所は何ら具体的基準を示していない。本件では、2010年11月から2011年3月にかけて行われた提訴前の

26 http://www.wipo.int/wipolex/en/other_treaties/text.jsp?file_id=305736

27 Whish and Bailey p797

ライセンス契約締結交渉において、ZTEはクロスライセンスの締結及び50ユーロの支払いを提示しており（法務官意見第91–92段落）、これらが吟味されることになる。

本判決は、ドイツの裁判・実務に対する影響が大きいのではないと思われる。従来のOrange Book判決では、被疑侵害者側が「無条件かつ拘束的」条件の提示、およびライセンス契約締結前の支払いがない限り、差止の対象になる可能性があり、特許権者保護に重心が置かれていた。しかし、本判決は被疑侵害者が特許の有効性を争うこと自体非難されるべきではないと述べて「特許が有効であることを条件に」ライセンス締結の意思表示を行うことも許され、また支払の供託だけでも可とした。確かに、本件法務官意見が述べるとおり、本件のLTE標準のように多数の特許から構成される標準技術の場合²⁸、その大部分が無効または必須でない可能性もあり（法務官意見第80段落）、本判決は被疑侵害者側に過度の負担とならないような判断となっている。

英国の裁判・実務にとっては、本判決は被疑侵害者側のライセンスを受ける意思表示の具体的な要件を示したが、従来からの判断と根本的に異なるものではない。英国の裁判所は従前よりOrange Book判決とは異なる立場を取っており、Orange Book判決のような被疑侵害者側の無条件かつ拘束的なライセンス条件の提示は求めず、被疑侵害者側の特許無効の主張も許している。例えば、Vringo v ZTE (UK) Limited and ZTE Corporation [2013] EWCH 1591²⁹においては、特許の有効性・侵害の有無、またはFRAND条件（ライセンス料率）のいずれの論点を先に判断すべきかが激しく争われたところ、Birss判事は「標準必須特許の侵害の訴えをうけた被疑侵害者は、当該特許の有効性を争う権利があり、無効の主張のみでライセンスを受ける意思を否定することはできないと考えるのが公正である」と述べている。英国では、一般的に、知的財産権の権利者の有する利益と当該知的財産の自由利用の利益のバランスを非常に重んじる傾向にある。Fairnessの単語こそ登場しないまでも、その追求に腐心したと思われる本判決内容は受け入れやすいだろう。

本判決で明らかにされなかった点については、将来さらなる欧州連合司法裁判所への付託がありうると思われる。

(1) 具体的FRAND条件

実際の紛争においてはまさにFRAND条件が重要であるところ、本判決では明確な判断基準が示されず、またETSI等の標準化機関においても具体的なFRAND条件を設定しない以上、この点は本件のデュッセルドルフ地方裁判所ほか各国の裁判所の判例の集積を待つほかない。英国の特許裁判所においても、FRANDを争点に含む訴訟が複数係属しており³⁰、今後の裁判所の判断が注目される。

28 本件の標準技術は4700以上の必須特許から構成されている。Huawei及びZTEの両者とも本件標準に必須の特許を多数保有しており、いずれも第三者に対してFRAND条件によるライセンスの供与を誓約している。判決第40段落、法務官意見第81段落

29 <http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Patents/2013/1591.html>

30 Unwired Planet International Limited v Huawei Technologies Co. Limited, Samsung Electronics Co. Limited, Google Inc and others（Huaweiは本件では被告）、TCT Mobile Europe SAS v Telefonaktiebolaget LM Ericssonなど。

(2) 標準必須特許と市場支配的地位

本件ではHuaweiは「市場支配的地位」にあることを争わなかったため、この点はなんらの指針も示されなかった。しかし、法務官意見は、標準必須特許を保有しているとしても必ずしも市場支配的地位にあると認定することはできず、詳細に事実を摘示して反証することも可能と述べている(法務官意見第56-58段落)。この点は今後争われる可能性は大いにある論点と思われる。

(3) Orange Book判決との関係

本件は、Orange Book判決を完全に排斥するものであるか否かは明らかでないといえる。本件では標準必須特許が問題となっていたため、判決もFRAND宣言を行った権利者による特許権の行使が前提となっている。しかし標準宣言を行っていないが一定の技術的効果を得るには必須の特許に基づく差止請求権行使については、競争法違反の適用を受けるか否かは本判決の範疇外である。この点、欧州委員会の「市場支配的企業体による濫用的排除行為に対するTFEU102条適用における執行の優先順位に関するガイダンス」(Guidance on the Commission's enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to abusive exclusionary conduct by dominant undertakings)³¹の第75段落から90段落において、競業者に必要な機器等の提供を拒絶することをもって競争法違反を構成しうる要件が規定されている³²。このうち、第78段落には、「提供の拒絶には・・・インターフェイスとなる情報の供給にライセンスが必要な知的財産権のライセンス拒絶、または必須の設備又はネットワークへのアクセスの拒絶・・・を含む」とされており、理論的には、仮にFRAND宣言がなされていなくとも本ガイダンスによると競争法に抵触する可能性もありうる。

標準必須特許の権利行使を巡る紛争については、欧米では近年裁判所および競争当局の判断が複数出されていたところ、2014年に知的財産高等裁判所において判決が出され³³、また本年7月には公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)に対する意見募集³⁴が行われるなど日本国内でも動きが出てきた。今回の欧州連合司法裁判所の判決により、欧州での紛争は新たな段階に入ったとも言えることができ、日本にも何らかの波及的な影響があるのかどうか、引き続き話題を集める分野と思われる。

以 上

31 [http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52009XC0224\(01\)](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52009XC0224(01))

32 Whish and Bailey p802

33 三星電子株式会社 対 Apple Japan合同会社(平成25年(ネ)第10043号 債務不存在確認請求控訴事件、平成25年(ラ)第10007号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件、平成25年(ラ)第10008号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件)

34 <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150708.html>